

The background is a gradient of red and pink tones. It features several abstract geometric shapes: a large, semi-transparent red circle in the upper left; a large, semi-transparent red circle in the lower right with diagonal white stripes; and several smaller, semi-transparent red circles of various sizes scattered in the lower half. The overall style is modern and minimalist.

# 參考資料

# 1 令和6年度制定・改廃の人事院規則

公布日	規則番号	内 容
令和6年		
4. 1	1- 4- 30	1-4 (現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部改正
4. 1	9- 2- 73	9-2 (俸給表の適用範囲)の一部改正
4. 1	9- 6- 92	9-6 (俸給の調整額)の一部改正
4. 1	9- 17-170	9-17 (俸給の特別調整額)の一部改正
4. 1	9- 30-109	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
4. 1	9-123- 43	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
6. 28	9- 30-110	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
7. 16	9- 55-148	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
7. 16	17- 0-146	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
9. 4	8- 12- 21	8-12 (職員の任免)の一部改正
9. 4	8- 18- 36	8-18 (採用試験)の一部改正
10. 1	9- 55-149	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
10. 1	17- 0-147	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
11. 28	9- 55-150	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
12. 2	9- 30-111	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
12. 2	10- 4- 37	10-4 (職員の保健及び安全保持)の一部改正
12. 2	15- 14- 43	15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正
12. 2	15- 15- 21	15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部改正
12. 25	1- 4- 31	1-4 (現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部改正
12. 25	9- 1- 26	9-1 (非常勤職員の給与)の一部改正
12. 25	9- 8- 93	9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正
12. 25	9- 17-171	9-17 (俸給の特別調整額)の一部改正
12. 25	9- 34- 33	9-34 (初任給調整手当)の一部改正
12. 25	9- 40- 62	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
12. 25	9-152	9-152 (令和6年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え)の制定
12. 25	17- 0-148	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
令和7年		
2. 5	1- 4- 32	1-4 (現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部改正
2. 5	9- 8- 94	9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正
2. 5	9- 24- 21	9-24 (通勤手当)の一部改正
2. 5	9- 34- 34	9-34 (初任給調整手当)の一部改正
2. 5	9- 40- 63	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
2. 5	9- 49- 57	9-49 (地域手当)の一部改正
2. 5	9- 54- 11	9-54 (住居手当)の一部改正
2. 5	9- 55-151	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
2. 5	9- 80- 7	9-80 (扶養手当)の一部改正
2. 5	9- 89- 7	9-89 (単身赴任手当)の一部改正
2. 5	9- 93- 4	9-93 (管理職員特別勤務手当)の一部改正
2. 5	23- 0- 1	23-0 (任期付職員の採用及び給与の特例)の一部改正
2. 14	10- 11- 9	10-11 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)の一部改正
2. 14	10- 15- 3	10-15 (妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)の一部改正
3. 14	8- 12- 22	8-12 (職員の任免)の一部改正
3. 26	10- 4- 38	10-4 (職員の保健及び安全保持)の一部改正
3. 31	15- 14- 44	15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正
3. 31	16- 0- 76	16-0 (職員の災害補償)の一部改正
3. 31	16- 2- 17	16-2 (在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例)の一部改正
3. 31	16- 3- 50	16-3 (災害を受けた職員の福祉事業)の一部改正
3. 31	16- 4- 29	16-4 (補償及び福祉事業の実施)の一部改正



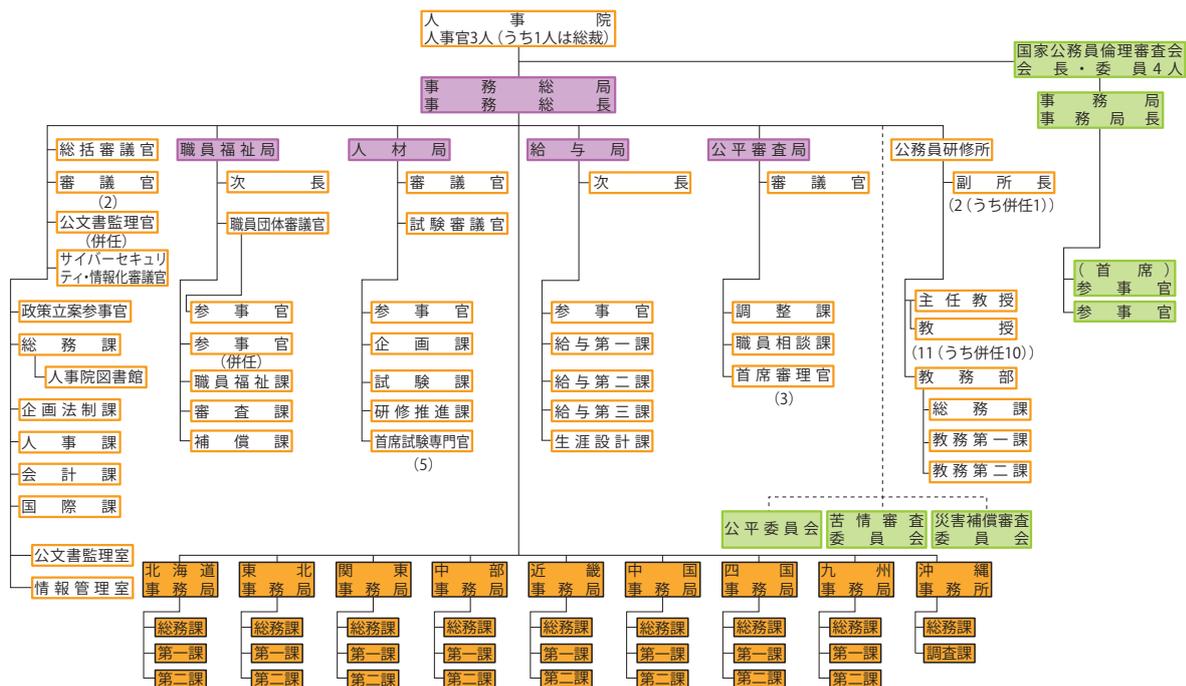
## 2 令和6年度人事院予算額

(単位：千円)

事項	予算額	(参考) 令和5年度
人件費	7,106,094	6,721,038
一般事務処理に必要な経費	1,901,711 (190,667)	843,728 (244,614)
人事行政に対する国民の理解促進に必要な経費	507,928	168,961
勤務条件の改善に必要な経費	52,021	106,229
任用に必要な経費	474,819 (126,659)	469,677 (91,072)
研修に必要な経費	500,096 (18,179)	472,047 (15,330)
給与制度の運営に必要な経費	41,070 (251)	28,272 (250)
苦情処理に必要な経費	11,430	10,060
国家公務員倫理審査会に必要な経費	17,760	17,888
計	10,612,929 (335,756)	8,837,900 (351,266)

(注) 1 補正後のものである。  
2 ( ) 内は、デジタル庁において一括計上されている政府情報システム経費を外数で示したものである。

## 3 人事院の機構図 (令和7年3月31日現在)



#### 4 給与法適用職員、任期付職員、任期付研究員俸給表別在職者数(令和6年1月15日現在)

(令和5年度一般職の国家公務員の任用状況調査)

(単位：人)

俸給表名	職 務 の 級											計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
行政職俸給表(一)	22,481	20,851	30,881	32,687	21,783	18,321	4,374	2,452	1,567	306		155,703
行政職俸給表(二)	79	947	922	346	52							2,346
専門行政職俸給表	1,569	1,474	2,437	1,572	721	225	58	2				8,058
税 務 職 俸 給 表	8,800	5,564	7,867	7,353	10,570	11,524	1,658	500	125			53,961
公安職俸給表(一)	5,608	6,885	4,440	3,051	1,309	1,046	627	325	499	169	6	23,965
公安職俸給表(二)	4,684	4,276	6,083	5,012	1,803	1,665	665	330	106	3		24,627
海事職俸給表(一)	3	72	45	49	29	23	1					222
海事職俸給表(二)	43	125	85	75	53	13						394
教育職俸給表(一)	21	27	32	26	1							107
教育職俸給表(二)		71	1									72
研 究 職 俸 給 表	12	271	333	419	432							1,467
医療職俸給表(一)	101	303	254	45	5							708
医療職俸給表(二)	6	265	179	77	19	4	1					551
医療職俸給表(三)	47	1,633	203	99	15	3						2,000
福 祉 職 俸 給 表	62	91	34	59	13	1						260
専門スタッフ職俸給表	21	109	108	17								255
指 定 職 俸 給 表												1,023
給与法適用職員												275,719
任 期 付 職 員												2,384
任 期 付 研 究 員												203
											合計	278,306

5 一般職国家公務員府省別在職者数（令和6年1月15日現在）

（令和5年度一般職の国家公務員の任用状況調査）

（単位：人）

府省名	項目	在職者数		府省名	項目	在職者数	
会計検査院		1,210	(369)	財務省		16,529	(4,174)
人事院		604	(220)	国税庁		55,748	(14,631)
内閣		1,183	(223)	文部科学省		1,810	(579)
内閣法制局		75	(21)	スポーツ庁		109	(28)
内閣府		2,483	(604)	文化庁		305	(106)
宮内庁		973	(222)	厚生労働省		32,180	(11,035)
公正取引委員会		841	(227)	中央労働委員会		97	(26)
警察庁		8,467	(1,074)	農林水産省		13,546	(3,329)
個人情報保護委員会		191	(51)	林野庁		4,612	(754)
カジノ管理委員会		146	(27)	水産庁		958	(157)
金融庁		1,573	(402)	経済産業省		4,586	(1,437)
消費者庁		373	(122)	資源エネルギー庁		439	(91)
こども家庭庁		418	(142)	特許庁		2,773	(679)
デジタル庁		477	(79)	中小企業庁		197	(29)
復興庁		198	(23)	国土交通省		39,113	(6,537)
総務省		4,544	(1,248)	観光庁		222	(69)
公害等調整委員会		34	(12)	気象庁		4,938	(591)
消防庁		172	(18)	運輸安全委員会		171	(21)
法務省		43,930	(10,079)	海上保安庁		14,529	(1,434)
出入国在留管理庁		6,160	(2,059)	環境省		2,132	(513)
公安審査委員会		4	(1)	原子力規制委員会		1,064	(179)
公安調査庁		1,740	(360)	防衛省		23	(2)
外務省		6,429	(2,280)	計		278,306	(66,264)
検察官		2,840	(627)	行政執行法人職員		7,060	(2,074)
<b>合計</b>						<b>288,206</b>	<b>(68,965)</b>

(注) 1 ( )内は、女性を内数で示す。  
 2 在職者数は、任期付職員及び任期付研究員を含む。

## 6 特別職国家公務員及び地方公務員等に関する公務員制度関係法制

### (1) 特別職国家公務員に関する法制

特別職国家公務員については、国公法を適用しないこととされており、主な適用法制はおおむね次の表のとおりとなっている。

	任用	給与	分限	懲戒	服務
内閣総理大臣	日本国憲法	特別職給与法 <sup>(注1)</sup>	日本国憲法		
国務大臣	同上	同上	同上		
人事官	国公法	同上	国公法	国公法	国公法
検査官	会計検査院法	同上	会計検査院法	会計検査院法	会計検査院法
内閣法制局長官	内閣法制局設置法	同上			
内閣官房副長官		同上			
内閣危機管理監	内閣法	同上			内閣法 (国公法一部準用)
国家安全保障局長	同上	同上			同上
内閣官房副長官補	同上	同上			同上
内閣広報官	同上	同上			同上
内閣情報官	同上	同上			同上
内閣総理大臣補佐官	同上	同上			同上
副大臣	国家行政組織法	同上	国家行政組織法		
大臣政務官	同上	同上	同上		
大臣補佐官	同上	同上			国家行政組織法 (国公法一部準用)
デジタル監	デジタル庁設置法	同上			デジタル庁設置法 (国公法一部準用)
秘書官		同上			
特別職の宮内庁職員		同上			
特命全権大使・公使	外務公務員法	同上、 外務公務員給与法 <sup>(注2)</sup>	外務公務員法		外務公務員法 (国公法一部準用)
裁判官	日本国憲法、 裁判所法	裁判官の報酬等に 関する法律	日本国憲法、 裁判所法、 裁判官分限法	日本国憲法、 裁判官弾劾法、 裁判官分限法	裁判所法
その他の裁判所職員	裁判所職員 臨時措置法 (国公法一部準用)	裁判所職員 臨時措置法 (給与法等一部準用)	裁判所職員 臨時措置法 (国公法一部準用)	裁判所職員 臨時措置法 (国公法準用)	裁判所職員 臨時措置法 (国公法準用)
国会職員	国会職員法	国会職員法	国会職員法	国会職員法	国会職員法
防衛省職員	自衛隊法	防衛省職員給与法 <sup>(注3)</sup>	自衛隊法	自衛隊法	自衛隊法
行政執行法人の役員	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法

(注1)：特別職の職員の給与に関する法律

(注2)：在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(注3)：防衛省の職員の給与等に関する法律



### (3) 国公法の適用が一部除外されている主な一般職国家公務員に関する法制

一般職国家公務員のうち、行政執行法人の職員等については、その職務と責任の性質に鑑み、国公法の適用が一部除外されている。その主な例と適用法制はおおむね次の表のとおりとなっている。

	行政執行法人の職員	検 察 官																
国公法以外の主な適用法令	独立行政法人通則法 行政執行法人の労働関係に関する法律 労働基準法 労働組合法	検察庁法 検察官の俸給等に関する法律 勤務時間法																
労働基本権	行政執行法人の労働関係に関する法律 労働組合法 <table border="1"> <tr> <td>団結権</td> <td>団体交渉権</td> <td>協議締結権</td> <td>争議権</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </table>	団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権	○	○	○	×	国公法 <table border="1"> <tr> <td>団結権</td> <td>団体交渉権</td> <td>協議締結権</td> <td>争議権</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>△ (交渉は可能)</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>	団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権	○	△ (交渉は可能)	×	×
団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権															
○	○	○	×															
団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権															
○	△ (交渉は可能)	×	×															
採用試験 [試験機関]	国公法 [人事院]	(司法試験法)																
任 免	国公法	国公法 検察庁法																
給 与	独立行政法人通則法 労働基準法	検察官の俸給等に関する法律 国公法																
勤 務 時 間	独立行政法人通則法 労働基準法	勤務時間法																
分 限	国公法	国公法 検察庁法																
服 務 ・ 懲 戒	国公法 倫理法	国公法 倫理法																
災 害 補 償	補償法	補償法																
共 済	国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法																
退 職 手 当	国家公務員退職手当法	国家公務員退職手当法																
定 員	—	行政機関の職員の定員に関する法律																

参考資料

## 7 人事評価の実施と評価結果の活用サイクル

